基本目標2 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために【子育て支援、学校教育、子ども・若者】

2-1 みんなに見守られ、安心して子どもを産み、育てられるまち【子育て支援】

施策〇3 子ども・子育て家庭の支援

| | 対 象 | 子ども(出生前を含む),子どもの保護者 |
|----|-----|----------------------------------------------------------|
| 目的 | 意図 | 子どもが健やかに成長できる 多様なライフスタイルに合わせて,安心して子どもを産み育てることがで きる |

▲ 施策と関連するSDGsの目標(ゴール)

















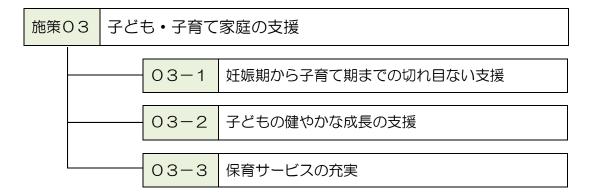
ዹ 施策の方向

子どもが健やかに成長し、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で支援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

♣ 施策のポイント

- 〇妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実(母子保健施策と子育て支援施策との連携)
- ○国による「こども家庭庁」の創設及び児童福祉法等の一部改正に合わせた対応
- ○多様な保育ニーズへの対応(保育園待機児童対策、学童クラブ入会保留児童対策など)
- 〇児童虐待の予防と早期発見, 虐待を受けた子どもの支援・ケアに関する体制の整備
- 〇ヤングケアラーへの対応
- ○ひとり親家庭等への様々な相談や就労支援、経済的な支援
- ○公立保育園における民間活力の活用の推進

▲ 基本的取組の体系



▲ 現状と主要課題

- 国が令和3年12月に策定した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」においては、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えるとともに、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとし、そうした「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、令和5年度に「こども家庭庁」を創設するとしています。
- 「こども家庭庁」において、国は、これまで分散していた子ども政策の司令塔機能を一本化し、子ども 政策の一元的な企画・立案・総合調整を行うとともに、結婚支援から妊娠前の支援、妊娠・出産の支援、 母子保健、子育て支援、子どもの居場所づくり、困難な状況にある子どもの支援等の事務を集約して自ら 実施するなど、子ども政策を更に強力に進めていくとしています。
- 市は、「子どもは調布の宝、未来への希望」として、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を平成17年4月に施行しています。また、令和2年3月には、子ども・子育て支援法の規定に基づく「第2期調布っ子すこやかプラン」を策定し、「一人ひとりの子どもを尊重する」、「子育て家庭の支援を充実する」、「地域全体で子どもを育み、子育てを支援する」、「次代を担う子ども・若者等の健全育成」の4つの視点を基本方向とし、子ども・子育て支援については、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを掲げています。
- 児童福祉法等の一部改正(令和4年)に基づき、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談 支援等を行うこども家庭センターを設置したうえで、一体的な相談支援体制を構築し子育て家庭に対する 支援サービスの向上に取り組む必要があります。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援について、子育て世代包括支援センター(子ども家庭支援センターすこやか・保健センター)を中心として、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組むとともに、ゆりかご調布事業や産後ケア事業の実施のほか、育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎児家庭への支援や、1歳を迎える子どもを育てる家庭への支援に取り組んでいます。
- 地域における子育て家庭の不安解消と子どもの健全な成長を支援するため、各児童館において子育てひ ろば事業を実施しています。地域とのつながりが希薄化している中、子育て家庭が抱える負担や悩みに対 応できるよう、身近な相談支援窓口の一層の充実が求められています。
- 義務教育就学児(小学校1年生から中学校3年生まで)に対する自己負担分の医療費助成について、小学校6年生までの所得制限及び非課税世帯における通院時200円(上限額)負担を撤廃しています。令和5年4月からは、所得制限及び通院時200円(上限額)負担を撤廃するとともに、対象を高校生相当年齢まで拡大し、高校生世代までの医療費の完全無償化を予定しています。
- ひとり親家庭の生活の安定や向上及び子どもの貧困対策に向けて、日常生活など様々な相談、子育てサービスに関する情報提供、就労支援、進学や就職に繋げるための学習支援、経済的支援等を行う必要があります。
- 子どもの貧困への対応として、貧困の連鎖防止対策や複合的な課題を抱える子ども・若者の自立支援等を実施してきました。長引く新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、ひとり親の子育て家庭や子どもの貧困が更に深刻化しているため、子どもの貧困対策の充実を図るとともに、困難を抱える子どもや子育て家庭の実情に応じた支援策を実施していく必要があります。
- 児童虐待に関する相談は,依然として多く寄せられ,子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在

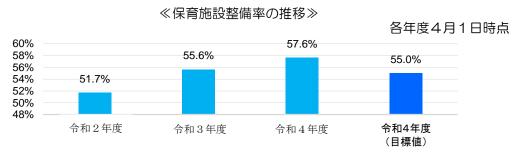
化してきている状況を踏まえ、引き続き、相談窓口の認知度向上に努め、虐待の未然防止に取り組むとと もに、関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応を行う必要があります。

- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども(ヤングケアラー) について,介護が長期にわたったり,負担や責任が過剰にかかることで心身の発達や友人等との人間関係 の構築に支障をきたしたり,進路選択に制約をもたらすケースがあることが課題であると捉えられています。そのため,ヤングケアラー本人が望む学業や社会参加等を制限されることなく継続できるよう,個々の状況に応じた支援に取り組んでいく必要があります。
- 令和2年5月から、新型コロナウイルス感染症の影響による困難を抱え、支援を必要とする子どもや子育て家庭等に対して、一家団らん機会の提供や食料品購入を通じた生活支援、新学期に向けた学びの支援などを行うため、18歳以下の子どもがいる家庭に市内で使える商品券等を支給する「調布っ子応援プロジェクト」を継続して実施しています。

| 事業名 | 時期 | 支給内容 | 対象人数 |
|-----|-------------|--------------|---------|
| 第1弾 | R2.5~7月 | 商品券 | 約30850人 |
| 第2弾 | R2.6月 | 米 | 約3150人 |
| 第2弾 | R2.7~9月 | 現金 | 約2300人 |
| 第3弾 | R3.8~10月 | 商品券 | 約38300人 |
| 第4弾 | R4.3~5月 | 商品券 | 約39400人 |
| 第5弾 | R4.12~R5.3月 | キャッシュレスポイント等 | 約4000人 |

≪調布っ子応援プロジェクトの概要≫

○ 保育園の入所児童数が、市外からの転入者の増加や世帯の小規模化の進展等を背景に増加している状況を踏まえ、保育園の待機児童対策として、令和元年度から3年度までに、認可保育園4園を誘致・開設するなどし、435人の定員拡充を図りました。その結果、待機児童数は、令和4年に16人となりましたが、依然として待機児童の解消には至っていないことから、減少傾向にある年少人口の今後の推移や将来の保育需要を見据えた効果的な待機児童対策に取り組む必要があります。



- 学童クラブは、児童や共働き世帯の増加などに伴う利用ニーズを踏まえた整備を進め、令和4年7月時点において42施設、定員2,380人となっています。令和元年から4年までの期間においては4施設を新たに整備し、155人の定員拡充を図りました。また、児童の障害の程度や特性に応じた対応ができる障害児学童クラブの開設など、先進的な取組も併せて実施しています。
- 就学児童数が令和8(2026)年度までは増加するものの、今後は児童数全体の減少が見込まれる一方で、共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、保育ニーズが変化することも見込まれます。
- このような動向を踏まえつつ、より多くの市民が地域の中で安心して子どもを産み育てられる環境の充

実を図るためには、今後も引き続き、ハード・ソフトの両面から、困難な状況にある家庭や子どもを含め、利用者のニーズに応じた各種子ども・子育て支援サービスの量的・質的な充実を図るとともに、子育て中の保護者の不安感や負担感及び孤立感の解消に努める必要があります。

ﭙ 基本的取組の内容

03-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

◆調布市子ども条例及び調布っ子すこやかプランに基づく支援の推進

調布市子ども条例及び調布っ子すこやかプランに基づき、子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、地域全体で子どもの育ちを支援します。

調布っ子すこやかプランについては、令和7(2025)年度からの次期プランの策定に取り組みます。

◆子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目ない子育て支援

子育て世代包括支援センターである子ども家庭支援センターすこやかと保健センターを子育て支援 の中心的な拠点として、保護者が持つ不安を解消し、安心して子育てができるよう、相談事業を行いま す。

また、子ども家庭支援センターすこやかにおいて、一時預かりなどの各種子育て支援事業を行うとと もに、保健センターにおいては、妊娠・出産期から子育て期にわたる健康診査や健康相談、保健師等の 専門職による家庭への訪問、予防接種等を行うことで、子どもの健やかな成長を支援します。

さらに、本計画期間中に、組織横断的な連携の下、子育て世代包括支援センターを見直して「こども 家庭センター」を設置できるよう、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制の構築に向け、取組を 検討、推進していきます。

◆児童館子育てひろば事業の実施

地域における子育て家庭の不安解消と子どもの健全な成長を支援するため、児童館における子育てひろば事業を実施します。また、「乳幼児施設連絡会」を開催し、乳幼児に関わる関係機関同士の顔の見える関係づくりを行います。

◆学習・交流の場の充実

子どもの健やかな成長のために、保護者が子育てに関して学習・交流できる場の提供や環境づくりを 行います。

◆ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の配慮が必要な家庭について、経済的支援をはじめ、学習支援、就労支援など、自立に向けた取組を行います。

◆子育て家庭の経済的支援

乳幼児,義務教育就学児,高校生世代に対する医療費助成について,通院時200円(上限額)負担及び保護者の所得制限を撤廃し、完全無償化を実施します。また、幼児教育・保育の無償化への対応、児童手当の支給等を行います。

◆子どもの貧困対策の推進

経済的な困難を抱える家庭の子どもを対象に、進学や就職につなげるため、学習支援や相談・生活支援を行います。また、子ども食堂やフードパントリー等を実施する団体への支援を行います。

まちづくり指標

| まちづくり指標 | 基準値 | 目標値 |
|------------------|---------|---------------|
| 子育て支援サービスに満足している | 68.3% | 75.0% |
| 市民の割合 | (令和3年度) | (令和8(2026)年度) |

基本計画事業

| ı | la. 11 | | | | | | | | | |
|---|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|---------|-----|-----|-------------|--|--|
| | 事業名 | ひとり親家庭等への支援 | | | 区分 | 継続 | 担当課 | 子ども家庭課 | | |
| | 事業の概要 | ひとり親家庭等の生活の安定や向上及びその子どもの貧困の連鎖を防止し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、日常生活や育児等に関する様々な相談、子育てサービスに関する情報提供や就労支援、進学や就職につながるための学習支援を行います。 | | | | | | | | |
| | | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和 | 旬7(2025 |)年度 | | 令和8(2026)年度 | | |
| | | 〇子育て支援サービス相談員(3 人),母子・父子就労支援専門員(2 人)による相談支援等の実施 | ○継続 | ○継続 | | | ○継続 | | | |
| | 年度別計画 | ○ひとり親家庭の学習・相談支援 事業の実施, 拡充の検討 | ○継続 | ○継続 | | | ○継続 | | | |
| | | ○高卒認定試験合格支援・給付金 事業の実施 | ○継続 | ○継続 | | | ○継続 | | | |
| | | ○通信制高校卒業支援給付金支給 事業の実施 | ○継続 | ○継続 | | | ○継続 | | | |
| | | ○養育費確保支援事業の実施 | ○継続 | ○継続 | | | ○継続 | | | |
| | 事業費 | 58 | 58 | | | Ę | 58 | 58 | | |

| No. | 12 | | | | | | | 重点2 |
|-----|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1 | 業名 | 出産・子育て応援事業 | | 区分 | 拡充 | 担当課 | 健康推進課 | |
| 事業 | 美の概要 | すべての子育て家庭に対し妊 な家庭の早期把握・支援につ に専門職による面接を実施す | 0.10 0 1, 10, | 用者等のこ | ニーズを打 | 巴握しなれ | がら、母 | 子健康手帳交付と同時 |
| | | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令 | 和7(2025 | 5)年度 | | 令和8(2026)年度 |
| 年恩 | | ○ゆりかご調布事業の実施 ○ようこぞ調布っ子サポート事業の実施 ○産後ケア事業の実施 ○バースデーサポート事業の実施 ○劣胎児家庭支援事業の実施 ○多胎児妊婦健診費助成の実施 ○新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問の実施 ○母子健康手帳アブリの導入検討 ○こども家庭センターの設置検討 | ○継続○継続○継続○継続○継続○継続○日子健康手帳アブリの導入○こども家庭センターの設置準備 | - 0 - 1.4 | 手帳アプリ <i>0</i> 庭センター <i>0</i> | | ○継続○継続○継続○継続○継続 | |
| - | 業費 (百万円) | 311 | 312 | | | 3 | 12 | 312 |

| No. 13 | | 重点2 | | | | | | | |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------|-----|------------------|------|-----|-------------|--|--|
| 事業名 | 子どもの医療費助成 | | | | 新規 | 担当課 | 子ども家庭課 | | |
| 事業の概要 | 乳幼児期から高校生世代(成します。 | 乳幼児期から高校生世代(非就学者を含む,高校1年生から3年生に相当する年齢の方)までの医療費を助 以します。 | | | | | | | |
| | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和 | 和 7 (2025 | 5)年度 | | 令和8(2026)年度 | | |
| | ○乳幼児医療費助成の実施(完全 無償化) | ○継続 | ○継続 | | | 〇継続 | | | |
| 年度別計画 | ○義務教育就学児医療費助成の実 | ○継続 | ○継続 | | | 〇継続 | Ē | | |
| | 施(完全無償化) 〇高校生等医療費助成の実施(完 | ○継続 | ○継続 | | | 〇継続 | Ē | | |
| | 全無償化) | | | | | | | | |
| 事業費 | | | | | | | | | |
| (百万円) | 1,150 | 1,302 | | | 1,30 |)2 | 1,302 | | |

○3-2 子どもの健やかな成長の支援

◆子どもの虐待防止対策

児童虐待防止センターを中心に児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の予防と早期発見に取り組むとともに、虐待を受けた子どもの支援・ケアに関する体制を整備します。

◆ヤングケアラーへの対応

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども(ヤングケアラー)について、関係部署と連携して、実態を把握するとともに、必要な支援につなげます。

◆子どもの発達への支援

発達に遅れやかたより等がある子どもに対して、子ども発達センターを中心に、関係機関と連携しながら、健やかな成長を支援します。

まちづくり指標

| まちづくり指標 | 基準値 | 目標値 |
|------------------------------------------------|------------------|------------------------|
| すこやかなどで児童虐待に関する相 談を受け付けていることを知ってい る市民の割合 | 49.8% (令和3年度) | 60.0% (令和8(2026)年度) |

基本計画事業

| la 14 | | | | | | | 重点2 | |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------|--------|-------------|--|
| 事業名 | 児童虐待防止センター | 事業の推進 | 区分 | 継続 | 担当課 | 子ども政策課 | | |
| 事業の概要 | 子ども家庭支援センターすこやかにおいて,児童虐待防止センター事業を実施し,相談や通報の内容に応じて,児童相談所等の関係機関と連携し,迅速で適切な対応を行うほか,保護を要する児童等への支援に関するネットワークの強化を図るため,調布市要保護児童対策地域協議会を運営します。 | | | | | | | |
| | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令 | 和7(2025 | 5)年度 | | 令和8(2026)年度 | |
| 年度別計画 | ○いじめや虐待についての相談への対応(すこやか虐待防止ホットライン) ○オレンジリボンキャンペーン等による児童虐待防止の周知及び啓発 ○調布市要保護児童対策地域協議会の運営 ○予防的支援事業の実施(モデル事業) ○児童相談システムの更新 ○情報共有システムとの連携 | ○ 継続 ○ 継続 | ○継続○継続○継続 | | ○継続○継続○継続 | | | |
| | 〇こども家庭センターの設置検討 | ○こども家庭センターの設置準備 | Oこども§ | 家庭センタ・ | 一の設置 | 058 | さまな庭センターの運営 | |
| 事業費 (百万円) | 29 | 39 | | | 2 | 9 | 29 | |

| No | 3 | 5 | | | | | | | |
|----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------|------|------------------------------------------------------------------|-------------|
| | 事業名 | \$ | 発達障害児支援事業[再 | 掲] | | 区分 | 継続 | 担当課 | 子ども発達センター |
| 74 | 事業の概 | ア概要 子どもの障害や発達の遅れ、かたよりについて、保護者や子ども施設からの相談に応じ、早期に適切な療育へるとともに、子どもの状況に応じた専門的かつ適切な療育を行います。 | | | | | | | |
| | | | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令 | 和7(2025 | 5)年度 | | 令和8(2026)年度 |
| 4 | 丰度別言 | 計画 | ○児童発達支援センターの運営 ・通園事業の安全で適切な療育 の実施 ・緊急ー時養護事業及びリフ レッシュ支援事業の継続 ・発達相談コーディネーターの 配置による相談体制強化継続 ・巡回支援等の子ども施設支援 継続 ・障害児福祉計画(令和6年度 ~)の策定 | ○継続・継続・継続・継続・継続 | ●継続・継続・継続・継続・継続 | | | 総総・経・経・経・経 | 統 |
| | 事業費 | - | 317 | 317 | | | 3 | 17 | 317 |

03-3 保育サービスの充実

◆保育の質の維持・向上

子ども・子育て支援法に基づく市内認可保育園等に対する指導検査や保育アドバイザーによる巡回等 を通じて、保育の質の維持・向上を図ります。

◆保育園待機児童対策の推進

多様な保育ニーズに対応するため、未就学児童数や保育園申込者数の推移などを踏まえ、年度限定型 保育事業や既存認可保育園の定員変更など、あらゆる方策を検討し、効果的な待機児童対策に取り組み ます。

◆学童クラブの入会保留児童対策の推進

放課後の児童の安全な育成の場を確保する観点から、学童クラブの入会保留児童対策に取り組みます。 なお、施設整備に当たっては、小学校校舎内又は敷地内や民間所有地などの有効活用を図るとともに、 放課後子供教室事業と連携した取組を推進します。

まちづくり指標

| まちづくり指標 | 基準値 | 目標値 |
|----------|----------------------|-------------------------|
| 学童クラブ定員数 | 2,370人 (令和4年4月1日) | 2,715人 (令和8(2026)年度) |

基本計画事業

| No. | 15 | | | | | | | 重点2 | |
|-----|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|---------|------------|--------------------------|-------------|--|
| | 事業名 | 保育サービスの充実 | 区分 | 継続 | 担当課 | 子ども政策課,保育課 | | | |
| 事 | 業の概要 | 保育園待機児童数の今後の動向や減少傾向にある年少人口の推移、将来の保育需要や子育てニーズ等を踏まえて、多様な保育ニーズに対応するとともに、保育の質の確保を図ります。 | | | | | | | |
| | | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和 | 和7(2025 |)年度 | | 令和8(2026)年度 | |
| 年 | 度別計画 | ○年度限定型保育事業の実施○既存認可保育園の定員変更○企業主導型保育事業の活用○指導検査の実施○保育の質のガイドラインの策定検討 | ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○保育の質のガイドラインの策定 | ○継続 ○継続 ○継続 ○経育の質 知・検証 | のガイドライ | インの周 | ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 | | |
| | 事業費 | 26 | 26 | | | | 26 | 26 | |
| | 百万円) | 2 | 2 | | | • | | 23 | |

| No. | 16 | | | | | | | 重点2 | | |
|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----|-----|-----|-------------|--|--|
| 3 | 事業名 | 学童クラブ施設の整備 | | | 区分 | 拡充 | 担当課 | 児童青少年課 | | |
| 事業 | 後の概要 | | 入会保留児童が多く生じている地域や児童の育成環境の向上が必要な地域において学童クラブ施設を整備するととも こ、放課後子供教室事業との連携等により、児童の安全な育成の場の確保に取り組みます。 | | | | | | | |
| | | 令和5(2023)年度 | | | |)年度 | | 令和8(2026)年度 | | |
| 年度 | 度別計画 | ○学童クラブ施設の整備・設計 1箇所・整備 1箇所○学童クラブ需要の検証 | ○継続 ・設計 2箇所 ・整備 1箇所 | ○継続 •整備 ○継続 | 2箇所 | | ○継続 | i | | |
| _ | 業費 (万円) | 11 | 184 | | | 17 | 70 | 0 | | |



施策の推進, 成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- 〇妊娠, 出産, 育児等に関する子育て関連の各種申請等について, マイナポータルのぴったりサービス を活用し, オンライン上で手続きを行うことができるサービスの充実を図ります。
- OAI-OCRやRPA等を活用したデジタル化ツールを導入し、学童クラブ申請時の利便性の向上及び事務の効率化を推進します。
- ○全学童クラブにおいて、保護者との連絡用アプリを導入し、迅速かつ確実に連絡ができる体制を整備 します。

共創のまちづくり

〇地域における子育て家庭の不安解消と子どもの健全な成長を支援するため、プレイセンターちょうふ 等の地域子育て支援拠点事業を推進します。

脱炭素社会の実現

〇児童館等において,植物の栽培や自然体験等の学びを通じた,子どもが楽しく環境について考える機会を創出します。

フェーズフリー

〇アルファ米やライスクッキーの備蓄分について、賞味期限が近付いたものをおやつ等にも取り入れる ことで、非常時のみならず日常にも活用します。

2-2 子どもたちの個性が尊重され、安心して学び成長できるまち【学校教育】

施策 0.4 学校教育の充実

 対象
 小・中学生

 意図
 基礎的な知識や社会性,体力が身に付き,自ら学び,考える力を培う

▲ 施策と関連するSDGsの目標(ゴール)



♣ 施策の方向

次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、主体的に考え、生きる力を育むための機会を 推進するとともに、支援を必要とする子ども一人一人に応じた学びと成長を促します。また、そのた めに必要な環境を整えます。

ዹ 施策のポイント

- OG I GAスクール構想に基づく I C T教育の推進
- 〇コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の計画的な導入
- 〇市立学校における働き方改革プランの推進による学校教育の質の維持・向上
- ○不登校生徒を支援するための中学校適応指導教室の設置に向けた検討
- 〇スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実
- 〇第2期調布市特別支援教育推進計画に基づいた特別支援教育の推進
- ○教育人□の推移や施設の老朽化等を踏まえた学校施設の整備

ዹ 基本的取組の体系



∔ 現状と主要課題

- 平成29年3月に新たな学習指導要領が示され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されました。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を社会と協働・連携しながら育成する「社会に開かれた教育課程」を重視することが示され、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を推進することが求められています。
- 次代を担う子どもたちが、変化の激しい社会の中でたくましく成長し、自らの夢や希望を実現できるよう、今後も引き続き、教育目標に掲げた子どもたちの徳・知・体の調和のとれた成長と、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指します。児童・生徒が主体的に未来の社会を切り拓くための「生きる力」を、一人一人の状況に応じた教育の推進と支援により育んでいく必要があります。
- 令和元年度には全国におけるいじめの認知件数が、過去最多となり、市においても、令和元年度の認知件数が過去最多となりました。令和元年度以降、認知件数は減少しているものの、いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントを念頭に、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、GIGAスクール構想に基づく対応が前倒しで進められ、市においても、児童・生徒1人1台端末が早期に実現し、教育活動の様々な場面での利活用を推進するほか、夏季休業期間の延長時におけるオンライン授業、対面・オンラインを併用したハイブリッド型授業による学びの保障・充実を図りました。また、学習指導要領で児童・生徒の「学びの基盤となる資質・能力」の一つとして位置付けられた「情報活用能力」を育成するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、更なるICT機器の整備・利活用と併せ、ICT活用に向けた教員の資質・能力の向上が求められています。

- 令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力,生活・運動習慣等調査における市の結果は,各種目の合計である体力合計点が東京都平均を下回っている学年があります。加えて,新型コロナウイルス感染症の影響もあり,日頃の学校教育の中でも,体力の低下などが見られるため,体を動かすことに対する興味・関心を高めるとともに,楽しさを実感し,運動習慣の定着化を図る取組を推進する必要があります。
- 共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が 重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。東京都では、「東京 都特別支援教育推進計画(第二期)」を策定し、共生社会の実現に向け、全ての学びの場における特別支援 教育の充実を図っており、市においても、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学 級で特別支援教育を推進する必要があります。
- 〇 市は、小学生を対象とした適応指導教室「太陽の子」や、全国初となる分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」を開設・運営するなど、不登校児童・生徒への支援を行ってきましたが、不登校児童・生徒数は近年増加傾向で推移しています。文部科学省からは、全国的な増加傾向を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」が発出され、その中では、魅力ある学校づくりや効果的な支援の充実、多様な教育機会の確保、中学生を対象とした適応指導教室の整備などが求められています。
- O 虐待を受けた子どもや本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子 ども(ヤングケアラー)など、家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっています。学 校や子どもたちを取り巻く地域社会等においては、こうしたケースを早期発見し、関係機関と連携して必 要な支援につなげることが求められています。
- 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の理念を目指し、児童・生徒に未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。市では、令和3年度に地域学校協働本部¹の全小・中学校への設置を完了させ、地域と学校が連携・協働する観点から、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進してきました。これまでの取組を発展・持続させるため、コミュニティ・スクール² (学校運営協議会制度)の導入が必要とされています。
- 近年,学校教育の更なる充実が求められている一方で,教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が,教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる問題となっています。このことを踏まえ,市は「調布市立学校における働き方改革プラン(平成31年1月)」に基づき,様々な取組を進めてきました。引き続き,教員の心身の健康保持はもとより,誇りややりがいをもって職務に従事できる環境整備に取り組み,よりよい学校教育の実施につなげる必要があります。
- 部活動における諸課題として、生徒数の減少や競技経験のない教員による指導、休日の大会等への引率による教員の負担などが指摘されている中、令和4年に、スポーツ庁及び文化庁から、運動部活動と文化部活動それぞれの地域移行に関する提言が公表されました。この提言を踏まえ示された国のガイドライン(案)では、部活動の地域移行に当たって、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方が示されています。そのため、国の提言やガイドラインを踏まえ、市の部活動における地域移行について、組織横断的な連携を図りながら検討を進めていく必要があります。
- 市は、今後も良好な学習環境を確保し、安定的な学校運営を継続するためには、長期的な視点により計

¹ 学校支援活動をはじめとして、幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指すための仕組み。

² 「学校運営協議会」を設置している学校のこと。学校運営協議会とは,「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき教育委員会より任命された委員(保護者や地域の方も委員の対象)が,学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

画的な学校施設の整備を行っていく必要があるという基本認識のもと、平成31年3月に今後の学校施設整備の基本的な考え方を示した「学校施設整備方針」を策定しています。この方針を踏まえ、学校施設について、将来的な建替えなどの整備時期が短期間に集中することがないよう、施設の劣化状況や今後の児童・生徒数の動向に留意しながら、施設整備の時期やその手法に関する創意工夫に加え、民間ノウハウや資金の活用等による財政負担の抑制、平準化に取り組む必要があります。

ዹ 基本的取組の内容

04-1 豊かな心の育成

◆命を大切にする教育の推進

自他の生命(いのち)を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、 心豊かな教育活動を推進します。

◆人権教育の推進

人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害・国籍・性別等、多様性を認め合う、共生社会の充実に向けた心のバリアフリー教育を推進します。

◆いじめの防止と対応

いじめ、虐待については、スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。

◆道徳教育の推進

物事を多面的・多角的に考える学習を通じ、自分で考えを深め、判断し、表現する力を育てるため、 道徳教育を推進します。また、児童・生徒が自信をもって成長し、よりよい社会の担い手となるよう、 自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した 取組を進めます。

◆体験活動の推進

宿泊を伴う移動教室等の体験活動や、中学校職場体験などについて、感染症対策を講じながら可能な限り実施し、集団行動や社会との接点となる体験を通じて、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。

まちづくり指標

| まちづくり指標 | 基準値 | 目標値 |
|--------------------|---------|---------------|
| 「いじめはどんな理由があってもい | 95.6% | 100% |
| けないこと」を理解した児童・生徒 | 95.6% | 100% |
| の割合(上段:小学校,下段:中学校) | (令和4年度) | (令和8(2026)年度) |

04-2 確かな学力の育成

◆基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進

学習の基盤となる資質・能力の確実な育成や個に応じた指導の充実等による個別最適な学びと、探究的な学習の充実等による協働的な学びを一体的に推進することを通じて、児童・生徒の基本的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。

また、義務教育9年間を通じた小中連携教育を推進することで、中学校への円滑な接続による中1ギャップの解消や義務教育で身に付ける資質・能力の着実な定着に繋げます。

◆ I C T環境の整備・活用と情報教育の推進

ICTを日常的に活用できる環境を整え、児童・生徒1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図るとともに、学びの保障・充実を推進します。また、実践的な研修や活用方法の検証を通じて学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで、ICTの活用に関する教員の意識及び指導力の向上、授業改善を図るとともに、児童・生徒の情報活用能力を育成します。

スマートフォンや学習端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、SNSの活用方法を考える機会を拡充し、情報に関するモラルやリテラシーの向上を図ることで、デジタル社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。

◆グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組

オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」、「国際理解」、「ボランティアマインド」 等の5つの資質を、「学校2020レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の充実に向けた意識の醸成等を図ります。

また、外国語指導助手(ALT)を活用した授業の実施等、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。

◆学校図書館の活用推進

各学校に配置している学校司書による図書の購入,点検,整理等を行うとともに,本の貸出,レファレンスサービス,本の読み聞かせなどを行うことで,児童・生徒が活字に親しみ,主体的・意欲的な読書活動につながるよう充実を図ります。

まちづくり指標

| まちづくり指標 | 基準値 | 目標値 |
|------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------|
| 全国学力・学習状況調査(国語・算数(数学))における東京都の平均 正答率を上回った各科目の合計ポイント数(上段:小学校,下段:中学校) | 4ポイント 5ポイント (令和4年度) | 7ポイント 7ポイント (令和8(2026)年度) |
| 「主体的・対話的に学習活動に取り 組んだ」と考えた児童・生徒の割合 (上段:小学校,下段:中学校) | 77.1% 77.0% (令和4年度) | 90.0% 90.0% (令和8(2026)年度) |

基本計画事業

| No. 17 | | | | | | | 重织 | 点2 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------|------------------|-------|------------------------------------|-----------------|-----|
| 事業名 | ICT環境の整備・活用と | 情報教育の推進 | | 区分 | 新規 | 担当課 | 指導室 | |
| 事業の概要 | 児童・生徒1人1台端末を含むICT環境の整備及び利活用,情報モラル教育等の推報活用能力の向上を図ります。また,ICT支援員による学校訪問型の研修等,学かな支援により,教員のICT活用能力についても向上を図ります。 | | | | | | | |
| | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令 | 和7(2025 | 5)年度 | | 令和8(2026)年度 | : |
| | 〇児童・生徒の情報活用能力の向 ト | ○継続 | ○継続 | | | 〇継続 | Ť | |
| | ○教員のICT活用能力の向上 ○教育用ネットワークシステムの 運用及び更新に係る検討 | ○継続 ○教育用ネットワークシステムの 更新 | 運用 | | クシステム | ○継続○ 継続 | ÷ | |
| | ○校務支援システムの運用及び更 新にかかる検討 | - · - · - · · · | 〇校務支持 | コジェクタ· 爰システム(| の更新 | 〇校務 | 。 B支援システムの運用 | |
| 年度別計画 | 新にかかる検討 | - 1 - 10 | | E徒用端末(| | | 重・生徒用端末の運用 | |
| | ○学校図書システムの運用(端末 更新に係る検討含む) | ○学校図書システムの運用(端末 更新) | ○学校図書 | 書システム(| の運用 | ○学校 | 図書システムの更新 | |
| | OICT支援員の配置 ○増教室等におけるICT環境整備 | ○継続 ○継続 | 〇継続 〇継続 | | | 〇継続 | | |
| | ○ネットワーク設備の更新に係る | | 〇継続 | | | 〇継続 | | |
| | 検討 | | | | | | | |
| 事業費 | | | | | | | | |
| 事業質 (百万円) | 614 | 614 | | | 61 | 4 | | 614 |

04-3 健やかな体の育成

◆体力向上への支援

全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を図るとともに、授業以外でも自主的に運動(体を動かす遊びを含む)の時間を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化に繋がる取組を進めます。プロアスリートによる体験教室の実施や教員の指導力向上に向けた研修の充実、Tokyoスポーツライフ推進指定地区としての取組等、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。

また, 地域学校協働本部の取組として, 水泳指導員や運動部活動における外部指導員等, 地域人材等の更なる活用を推進します。

◆食育の推進

児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画の作成を全小・中学校で行います。また、家庭・地域・大学・企業等との連携を図りながら、学校教育活動全体を通じて児童・生徒の食育を推進します。

まちづくり指標

| まちづくり指標 | 基準値 | 目標値 |
|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 東京都「児童・生徒体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査」における東京都(各学年・男女別)の体力合計 点と市の体力合計点の比較(上段: 小学校,下段:中学校) | ▲3.7ポイント 1.8ポイント (令和 4 年度) | 東京都の平均値を上回る (令和8(2026)年度) |
| 体育の授業における,体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合 | 小学校:男69.8% 女62.5% 中学校:男61.3% 女56.9% (令和4年度) | 小学校:男75.0% 女75.0% 中学校:男70.0% 女70.0% (令和8 (2026) 年度) |

基本計画事業

| No. 18 | | | | | | | |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------|---------|------|-----------------------------------------------|---------------------------------------|
| 事業名 | 児童・生徒の体力向上へ | 児童・生徒の体力向上への支援 | | | 継続 | 担当課 | 指導室 |
| 事業の概要 | 保健体育教育専門研究員を配置し,児童・生徒の体力面や運動習慣等の実態等を把握しながら,体力向上や健康増進等を推進し,児童・生徒の体力向上に向けた支援に取り組みます。 | | | | | | |
| | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和 | 17(2025 | 5)年度 | | 令和8(2026)年度 |
| 年度別計画 | ○保健体育教育専門研究員の配置 ○体力向上検討委員会を通じた学校体育の推進 ○授業力向上のための教員研修の 実施 ○児童・生徒の体力向上事業の実施 | | ○継続○継続○継続 | | | ○継続○継続○継続 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 事業費(百万円) | 3 | 3 | | | | 3 | 3 |

04-4 個に応じたきめ細かな支援

◆特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内通級教室の運営や、個別指導計画の作成、すべての教職員への研修実施、特別支援学級の増設や在籍学級への人的配置等に努めます。加えて、就学前から卒業後までを見据えた就学相談機能の充実を図るとともに、地域で切れ目ない支援が受けられるよう地域・関係機関との連携を進めることにより、児童・生徒が十分な教育を受けることができ、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します。

◆不登校児童・生徒への支援

児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの推進による不登校の未然防止を図るとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、個の状況に応じた多様で柔軟な支援の充実と教育機会の確保に努めます。

◆個に応じたきめ細かな教育相談の充実

児童・生徒に関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターと教育相談所が連携し、悩

みや不安を抱える児童・生徒や保護者一人一人の心に寄り添い, 関係機関と連携を図りながら, 個に応じたきめ細かな対応に努めます。

◆様々な家庭環境にある児童・生徒への支援

経済的な困難を抱える家庭に対し、就学援助制度等による支援を継続するとともに、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関と連携した適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力の向上に努めるほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。

まちづくり指標

| まちづくり指標 | 基準値 | 目標値 |
|---------------------------|---------|---------------|
| 通常の学級における,特別な支援が | 88.9% | 100% |
| 必要な児童・生徒*の数に対する個別指導計画の作成率 | 69.0% | 100% |
| (上段:小学校,下段:中学校) | (令和4年度) | (令和8(2026)年度) |

[※]指標の対象となる児童・生徒とは、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒を指す。

基本計画事業

| N | 19 | | | | | | | 重点2 |
|---|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------|---------|--------------|---------|----------------------------|
| | 事業名 | 特別支援教育の推進 | | | 区分 | 拡充 | 担当課 | 指導室 |
| į | 事業の概要 | 第2期調布市特別支援教育推進計画に基づき、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべ、特別支援教育を推進するため、学校の組織的な体制整備・校内体制の強化、教員等の専門情関係機関との連携、すべての児童が安全・安心に学べる環境整備に取り組みます。 | | | | | | |
| | | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令 | 和7(2025 | 5)年度 | | 令和8(2026)年度 |
| | | ○個別の教育支援計画・個別指導 計画の小・中学校引継ぎのシス テム化検討 | ○継続 | ○継続 | | | | な支援を必要とする児童・ の個別指導計画の作成 |
| | | 〇教職員等の研修の実施 | 〇継続 | ○継続 | | | 〇継続 | |
| | 年度別計画 | ○巡回相談の継続実施 ○学級介助員の増員配置,スクー ルサポーターの配置 | ○継続 | 〇継続 〇継続 | | | 〇継続 | • |
| | | 〇知的障害特別支援学級設置準備 | 〇知的障害特別支援学級設置(北 | | 学級等の整備 | 備検討(東 | - 10.00 | 支援学級等の整備(東部 |
| | | (北部地域) 〇自閉症·情緒障害特別支援学級 | 部地域) 〇継続 | 部地域) | | | 地域 〇継続 | ** |
| | | の調査研究 | 一 | | | | ○市座市のは | i |
| | | 〇医療的ケア児受入れに伴う対応 | ○継続 | ○継続 | | | 〇継続 | |
| L | | 〇ことば・きこえの教室移転・ | ○継続 | ○継続 | | | 〇継続 | |
| | 事業費 (百万円) | 152 | 158 | | | 15 | 8 | 158 |

| No | 20 | | | | | | | 重点2 |
|----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------|-----|-----------------------------------------------------------|-------------|
| | 事業名 | 不登校児童・生徒への支 | 援 | | 区分 | 拡充 | 担当課 | 指導室 |
| M | 写業の概要 | 増加する不登校児童・生徒への対応として,大学との連携等により様々な不登校児童・生また,中学校適応指導教室の設置について検討し,不登校児童・生徒への支援の充実を図 | | | | | | |
| | | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令 | 和7(2025 |)年度 | | 令和8(2026)年度 |
| £ | F度別計画 | ○不登校児童生徒支援プロジェクトSWITCHの実施 ○小学校適応指導教室「太陽の子」の運営、指導内容の充実 ○不登校特例校分教室「第七中学校はしう方教室」の運営 ○訪問型支援「みらい」の実施(教育職3人、心理職2人) ○中学校適応指導教室の設置検討 | ○継続○継続○継続○継続 | ○継続○継続○継続○継続 | | | ○継続○継続○継続○継続 | |
| | | ○不登校児童・生徒対象イベント 実施 | ○継続 | ○継続 | | | 〇継続 | |
| | 事業費 (百万円) | 26 | 26 | | | 2 | 26 | 26 |

| No | 21 | | | | | | | |
|-------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--|---|-------------|-----|
| | 事業名 | 学校における「学び」に困 | 学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援 🐯 🗓 | | | | 担当課 | 指導室 |
| Julia | 『業の概要 | いじめ・不登校等の問題行動への対応や、子どもの貧困問題、ヤングケアラー、児童虐待等の課題を抱える児童・生 走に対し、心理的及び福祉的な支援を行っていくため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを 配置し、学校における個々の状況に応じた様々な支援に取り組みます。 | | | | | | |
| | | 令和5(2023)年度 令和6(2024)年度 令和7(2025)年度 令和 | | | | | 令和8(2026)年度 | |
| £ | 度別計画 | ○スクールカウンセラーの配置 (小学校20校、中学校8校及び はしうち教室) ○チーフスクールソーシャルワー カーの配置 ○スクールソーシャルワーカーの 配置 | ○継続○継続○スクールソーシャルワーカーの 配置・増員等による支援の充実 | ○継続 ○継続 ○継続 | | | 〇継続 〇継続 | |
| | 事業費 | 33 | 33 | | | ; | 33 | 33 |

04-5 魅力ある学校づくりの推進

◆コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより、保護者や地域住民と学校が目標やビジョンを共有しながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指します。地域人材の活用や学校・家庭・地域の連携と役割分担により、持続可能な仕組みを構築し、学校教育活動の充実、活性化を図ります。

◆特色ある教育活動の推進

農業体験や環境美化活動など、市内の教育資源や各学校の地域特性を活用した取組を推進します。また、児童が自らの個性にあった中学校を選択する学校選択制を通じて、それぞれの個性や可能性を更に伸ばします。

◆教職員の指導力・人権意識の向上

経験年数,教科別・課題別の研修や、校内におけるOJT研修、教育経営研究室の専門研究員の巡回指導に加え、東京教師道場等の外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。また、教員の人権意識の更なる向上を図るため、いじめや体罰、不適切な指導・暴言等の根絶、経済的な困難を抱える家庭やヤングケアラーの問題、外国にルーツを持つ子ども、LGBTQ等、多様性についての理

解を深める研修等の充実を図ります。

◆学校における働き方改革の推進

令和5(2023)年度からの「調布市立学校における働き方改革プラン」に則り、教員が担うべき 業務に専念できる環境の確保、教員の意識改革、学校を支える人員体制の確保、部活動の負担軽減、教 員の健康を保持するための取組等を通じて、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげて いきます。

まちづくり指標

| まちづくり指標 | 基準値 | 目標値 |
|-----------------|----------------|----------------------|
| コミュニティ・スクール導入校数 | 未設置 (令和4年度) | 28校 (令和7(2025)年度) |

基本計画事業

| No. | 22 | 重点2 | | | | | | | |
|-----|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------|-----|-------------|--|
| | 事業名 | コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 | | | 区分 | 拡充 | 担当課 | 指導室 | |
| ŧ | 業の概要 | コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を進めます。コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を 一体的に推進することで,教育活動の一層の充実・活性化に取り組みます。 | | | | | | | |
| | | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和 | N7(2025 | 5)年度 | | 令和8(2026)年度 | |
| 年 | 度別計画 | ○地域学校協働本部の運営 (28校)○統括コーディネーターの配置 (1人)○コミュニティ・スクール(学校 運営協議会制度)モデル校導入 ・小学校2校、中学校1校 | ○継続 ○統括コーディネーターの拡充 (2人) ○コミュニティ・スクール(学校 運営協議会制度)導入 ・小学校9校、中学校3校 | ○継続○統括コー・(2人)○継続・小学校・ | ディネータ [、] 9校,中学 ^校 | | 運営 | | |
| (| 事業費 百万円) | 63 | 70 | | | - | 75 | 75 | |

04-6 安全・安心な学校づくりの推進

◆食物アレルギー対策の推進

食物アレルギーのある児童・生徒へ、医師の診断や給食施設の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供します。また、給食室の改修工事に合わせ、アレルギー対応専用調理室を計画的に整備するとともに、各種研修・訓練を継続し、保護者への啓発や教職員の意識・知識・技能の向上に努め、市立小学校で発生した食物アレルギーによる死亡事故が決して風化することのないよう各種取組を推進します。

◆安全教育の推進

調布市防災教育の日における,避難訓練や引き渡し訓練,避難所開設訓練等を通じて,児童・生徒の 自助・共助意識を養い,自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。

セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」の活用等を通して、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を育成します。また、児童・生徒が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達の段階に合わせた方法で

身に付ける「生命(いのち)の安全教育」の取組を推進します。

◆児童・生徒の安全確保の推進

通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施,通学路マップの活用による 啓発,児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに,子どもの緊急避難場 所となる「こどもの家」の普及啓発を行うなど,保護者・地域と連携した安全対策を図ります。

また,「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づくシックハウス対策や,学校における感染症対策等の取組を継続するとともに,医療的ケア児が学校において,安全に教育が受けられるよう,人的支援や教員への研修等,支援体制を整備します。

まちづくり指標

| まちづくり指標 | 基準値 | 目標値 |
|----------------|---------------------|----------------------|
| 調布市防災教育の日の参加者数 | 1万7,811人 (令和4年度) | 3万人 (令和8(2026)年度) |

基本計画事業

| No. | 23 | | | | | | | 重点1 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------|-------------|------------|---------|-----|-------|-------------|
| | 事業名 | 命の教育活動の推進 | | | 区分 | 継続 | 担当課 | 指導室 |
| 事業の概要 調布市防災教育の日における「命」の授業の実施や、児童・生徒及び教員に対する救命講習を行うに 地域対象の講座を実施するなど、年間を通して、命を大切にする教育活動を実施します。 | | | | | | | | 行うほか,防災に係る |
| | | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令 | 和7(2025 |)年度 | | 令和8(2026)年度 |
| | | ○「防災教育の日」における命の 授業の実施 ○児童・牛徒・教員への救急救命 | ○継続 ○継続 | 〇継続 〇継続 | | | 〇継続 | |
| 年 | 度別計画 | 講習受講の推進 | | | | | いの性がい | |
| | | ○応急手当普及員の配置 | ○継続 | ○継続 | | | ○継続 | |
| | | 〇12月をいのちと心の教育月間 | ○継続 | ○継続 | | | ○継続 | |
| | | とし、公開講座を実施 | | | | | | |
| | 事業費 | 4 | 4 | | | | 4 | 4 |
| (| 百万円) | 4 | 4 | | | | + | 4 |

04-7 学校施設整備の推進

◆学校施設の更新

調布市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、学校施設と他の公共施設との集約・複合化を視野に入れた、校舎建替え等の検討を進めます。

また、ユニバーサル・デザインの観点や、外壁・屋上等の高断熱化のほか、LED照明導入による省エネルギー化等、脱炭素社会の実現に資する学校施設の整備の検討を進めます。

◆不足教室への対応

小学校における35人学級編制標準の引き下げや児童・生徒数の増加に対応するため、学校施設の整備・改善に取り組みます。

◆安全・安心で快適な教育環境の整備

計画的な維持保全により、安全・安心で快適な教育環境を保持するとともに、夏季の暑さ対策や熱中

症対策のほか、感染症対策を講じたうえで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進します。

また、避難所として重要性が高まっている学校施設について、誰もが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。

まちづくり指標

| まちづくり指標 | 基準値 | 目標値 |
|------------------|---------|---------------|
| 耐用年数を基本に屋上防水・校舎の | 100% | 100% |
| 外壁・受変電設備が予防保全できて | 100% | 100% |
| いる学校の割合(上段:屋上防水, | 100% | 100% |
| 中段:外壁,下段:受変電設備) | (令和3年度) | (令和8(2026)年度) |

基本計画事業

| Va. 24 | | | | | | | 重点2 |
|---------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名 | 小・中学校施設の整備 | | | 区分 | 拡充 | 担当課 | 教育総務課 |
| 事業の概要 | 児童・生徒が良好な環境の るとともに,学習環境の改 人口の増加に伴う不足教室 | | | | | | |
| | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令 | 和7(2025 | 5)年度 | | 令和8(2026)年度 |
| 年度別計画 | 予防保全(設計1校) · 老朽 | 校)・老朽化対策(設計1 校・工事7校)・給食室改修 (設計1校・工事1校) 〇継続(工事4校) 〇継続 ・若葉小・第四中施設整備に伴 うPFI事業実施設計・染地 小施設整備に伴うPFI事業 導入検討 | ((対対) (化校校・こ () () () () () () () () () () () () () | 策(設計2 ・給食室改 に事1校) に事4校) い・第四中) 三十事業建 | 2校)・老 2校・工事8 修(設計1 施設整備・設 施設事業 (で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 1 2 ○継続 ・老 也 | が化対策(設計1校・工事3校)・給食室改修(設計2校・工事1校)を(工事2校)を(工事2校)を関係では、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、 |
| | | | | | | | |
| 事業費 (百万円) | 1,828 | 1,821 | | | 1,45 | 5 | 1,514 |



施策の推進、成果向上の視点の関する取組の方向

デジタル技術の活用

〇 I C T 環境の整備・充実により、児童・生徒 1 人 1 台のモバイル端末を活用し、「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図ります。また、学校のニーズに応じた支援を行うことで、 I C T の活用に関する教員の意識及び指導力の向上、授業の改善を図り、児童・生徒の情報活用能力を育成します。

共創のまちづくり

〇学校だけでなく、家庭・地域・大学・企業等、多様な主体との連携を図り、それぞれの特性を活用しながら、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。

脱炭素社会の実現

〇学校施設における外壁・屋上等の高断熱化のほか LED 照明導入による省エネルギー化等, 脱炭素社会の実現に向けた持続可能な教育環境を目指した学校施設の整備の検討を進めます。

フェーズフリー

〇フェーズフリーの視点を意識した避難所機能の充実や、コロナ禍等の社会情勢にも、柔軟に対応できるよう、教育環境の整備を図ります。

2-3 子ども・若者が、様々な活動や交流を通して、活躍できるまち【子ども・若者】

施策 05 青少年の健全育成

| | 対 象 | 青少年、困難を抱える子ども・若者 |
|----|-----|--------------------------------------------------------------|
| 目的 | 意図 | 青少年が自覚と責任を持って社会生活をおくることができる 困難を抱える子ども・若者を適切な支援につなげることができる |

↳ 施策と関連するSDGsの目標(ゴール)













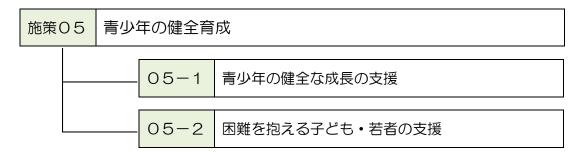
┡ 施策の方向

青少年が次代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全 育成の場の提供や地域活動において活躍できる人材の育成、非行防止活動、自立支援について、家庭、 学校, 地域, 行政が一体となった取組を推進します。

┗ 施策のポイント

- ○困難を抱える子ども・若者支援における関係機関の連携推進
- 〇児童館における民間活力の活用及び効果的・効率的な運営
- ○学童クラブと連携した、放課後子供教室事業の実施及び利便性の向上

፟ 基本的取組の体系



∔ 現状と主要課題

- O 市は、令和2年3月に子ども・若者計画を包含した第2期調布っ子すこやかプランを策定し、計画に基 づいて、困難を抱える子ども・若者への支援策を推進しています。
- 地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組むため、青少年問題協議会、青少年補導連絡会及び健全育成推 進地区委員会との連携・協力の下、各種研修、街頭パトロール、ソフトボール大会、青少年表彰、青少年

- の非行防止活動等を実施しています。
- インターネット利用環境の変化に伴い、インターネットやSNS等に起因する青少年の犯罪被害が増加 傾向にあることから、その現状や対策について、周知・啓発を図る必要があります。
- 〇 青少年の健全育成の場として、リーダー養成講習会を開催し、地域で活躍できる人材を養成しており、 今後も取組の推進を図る必要があります。
- 「青少年ステーション(CAPS)」は、中・高校生世代が安全・安心に過ごせる第三の居場所として、 様々な活動を通じて人と出逢い、地域や社会とつながりながら、青少年の健全な成長を支援しています。 引き続き、より地域に開かれた施設として、中・高校生世代の力を地域に還元するとともに、悩みや課題 を抱えた青少年の自立を支援していく必要があります。あわせて、児童館で実施している中高生事業の充 実に取り組みます。
- 令和2年1月に策定した「調布市児童館の今後の在り方,運営に関する方針」に基づき、民間活力を活用した公民連携による児童館運営に取り組んでいます。児童館において、市は、多様化する福祉的課題に対応するため、関係機関と連携しながら、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを行うとともに、児童館の活動等を通じた地域における健全育成の環境づくりを進める必要があります。
- 児童の放課後の居場所として、保護者の就労の状況に関わらず誰でも利用できる放課後子供教室事業を 実施しています。放課後子供教室事業では、子どもたち自身のやりたいことの実現を目指すとともに、専 門人材による遊びのプログラムや、地域団体と連携したプログラムの提供など、多彩な体験ができるよう プログラムの充実を図っていく必要があります。
- 〇 市は、子どもの意見発表の場として「調布っ子"夢"発表会」を実施するほか、児童館や青少年ステーション、青少年交流館における子どもや若者の自主的な活動の支援を行ってきました。国では「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしており、市においても引き続き、子どもや若者の意見を広く取り入れながら、各種施策・事業を進めていく必要があります。
- O 子ども・若者に対する支援を行う機関や団体等が連携し、社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える子 ども・若者を支援することを目的に、調布市子ども・若者支援地域協議会(子ども・若者支援地域ネット ワーク)を設置しています。多様化、複雑化する相談内容に対応するため、関係機関同士の連携がより一 層必要となります。
- 家庭の事情等で進学や就職をあきらめてしまうことがないよう、子ども・若者に対する自立支援を行う ことを目的に、子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、相談・居場所・学習支援事業を行ってお り、利用人数の増加や多様化するニーズに応じた体制の検討や構築が必要となります。

≪「ここあ」の利用状況(延べ人数)≫

| 年度 | 相談 | 居場所 | 学習支援 | 合計 |
|------|------|------|------|-------|
| R元年度 | 5257 | 518 | 2468 | 8243 |
| R2年度 | 4787 | 466 | 2348 | 7601 |
| R3年度 | 6249 | 1124 | 3445 | 10818 |

〇 今後,ひとり親世帯の増加や地域におけるつながりの希薄化等を背景に、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、無業など、困難を抱える子ども・若者の問題がさらに複雑さを増していくことが懸念される中、子ども・若者の生まれ育った環境や家庭の経済的理由等によって貴重な学びの機会が奪われることがないよう、支援の充実に取り組む必要があります。

ዹ 基本的取組の内容

05-1 青少年の健全な成長の支援

◆青少年の健全育成

健全育成推進地区委員会や関係機関等と連携・協力し、スポーツ大会や青少年表彰を行うほか、街頭パトロール等の非行防止活動を実施するとともに、インターネットやSNS等に起因する青少年の犯罪被害の未然防止に向けた啓発活動を行います。また、各児童館での児童館運営会議をはじめ、地域における各種会議等を通じて関係機関とのネットワークを構築しながら、子どもをまんなかにした地域の健全育成環境づくりに取り組みます。

◆地域で主体的に活躍できる人材の養成

各種リーダー養成講習会を実施し、地域活動等で活躍できる青少年の育成に取り組みます。

◆青少年ステーション(CAPS)及び各児童館における中・高校生世代の健全育成

青少年ステーションや青少年交流館、児童館等を活用し、青少年の自主的な活動を支援します。 また、中・高校生世代の健全育成を進めるために利用者の視点に立ち、子どもの意見を反映させた中・ 高校生事業を実施します。

◆児童の放課後等の居場所づくり

放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と、外部専門人材の活用や地域団体との連携などによる様々な遊びや活動プログラムを通じ、子どもたちの交流を促進するとともに、児童館、学童クラブと連携した放課後子供教室事業を実施します。

まちづくり指標

| まちづくり指標 | 基準値 | 目標値 |
|------------------|---------|---------------|
| 児童館における子どもの意見を具現 | 22件 | 40件 |
| 化した取組の件数 | (令和3年度) | (令和8(2026)年度) |

基本計画事業

| No | 25 | | | | | | | |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|----|----|-------------|--------|
| | 事業名 | 放課後子供教室事業の実施 | | | 区分 | 新規 | 担当課 | 児童青少年課 |
| 4 | 業の概要 | 学校施設を利用して小学生の放課後等における安全な遊び場, 居場所を確保するとともに, 様々な遊びや流動プログラムを展開し, 子どもたちの交流促進を図ります。 | | | | | | |
| | | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | | | 令和8(2026)年度 | |
| 勻 | 度別計画 | ○放課後子供教室事業の運営○地域住民や外部専門人材を活用 したプログラムの実施○事業名称の変更 | ○継続 ○継続 | ○継続 | | | ○継続 | |
| 1 | 事業費 (百万円) | 271 | 271 | | | 27 | 71 | 271 |

●その他の主な事業

・ リーダー養成講習会の実施

05-2 困難を抱える子ども・若者の支援

◆困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援

社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者及びその家族を支援するため、調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、相談・居場所・学習支援などの自立支援事業を行います。また、多様化、複雑化する相談内容に対応するため、調布市子ども・若者支援地域ネットワークを通じて、相談体制の構築や関係機関の横断的な連携による支援を推進します。

まちづくり指標

| まちづくり指標 | 基準値 | 目標値 |
|------------------------------------------------|------------------|------------------------|
| 社会生活を営むうえで困難を抱える 子ども・若者への支援に満足してい る市民の割合 | 41.0% (令和4年度) | 53.0% (令和8(2026)年度) |

基本計画事業

| ١ | la. 26 | | | | | | | 重点2 | |
|---|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------|---------|-------|--------|-------------|--|
| | 事業名 | 子ども・若者への支援 | | 区分 | 拡充 | 担当課 | 児童青少年課 | | |
| | 事業の概要 | ひとり親家庭等への支援事業及び生活困窮者自立支援事業との合同事業として,子ども・若者総合支援事業 あ」の相談事業及び居場所事業を実施します。また,市内において居場所を提供する事業への補助を行うとと子ども・若者支援地域ネットワークを通して,子ども・若者の自立支援を行う機関,団体等のネットワーク形り,適切な支援につなげます。 | | | | | | | |
| Ī | | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令 | 和7(2025 |)年度 | | 令和8(2026)年度 | |
| | 年度別計画 | ○子ども・若者支援地域ネットワークの運営 ○子ども・若者総合支援事業(相談・居場所)の実施 ○居場所を提供する事業への補助 ○子ども・若者の自立支援に資する補助 助制度等の創設に向けた検討 | ○継続○継続○継続 | ○継続 ○継続 ○相談・居 ○継続 ○継続 | 場所事業の類 | 広介の検討 | | | |
| | 事業費 | 28 | 28 | | | : | 28 | 28 | |



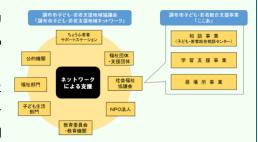
施策の推進, 成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- 〇子ども・若者総合支援事業「ここあ」においてオンライン相談を充実するなど、困難を抱える子ど も・若者の多様なニーズに対応できるよう事業を推進します。
- ○地域の児童館等において、eスポーツ等を通じた市民交流の機会を創出し、子どもたちの居場所機能の充実を図ります。

共創のまちづくり

- ○公設公営児童館を基幹型児童館として位置付け,民間活力 を活用した児童館と地域,関係機関等との連携を支援する など,各地域の中心を担う児童館運営を行います。
- 〇さまざまな専門性を持った複数の事業者・団体が連携した 子ども・若者支援地域ネットワークを通じて相談やサポートを実施することで、課題解決に向け、個々に応じた適切な支援に取り組みます。



脱炭素社会の実現

〇児童館等において、植物の栽培や自然体験等の学びを通じた、子どもが楽しく環境問題や SDG s について考える機会を創出します。

フェーズフリー

○平常時から地域ぐるみで健全育成に取り組むことで,災害時に地域内で助け合いができるような 住民同士の関係の構築を図ります。